

# 令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ **拡充** ・ 延長 ・ その他 ）

No	10	府省庁名 <u>厚生労働省</u>	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ <b>地方消費税</b> ）		
要望項目名	認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の拡充		
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）          今般、幼児教育・保育の無償化を契機に、認可外保育施設の更なる質の確保・向上の取組として、指導監督の充実を図ることとしている。具体的には、今後は以下の基準を新たに創設し、これに基づき、原則年1回以上、都道府県等が指導監督を実施していくこととしている。</p> <p>① 認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆるベビーシッター）          ② 家庭的保育事業（1日に保育する乳幼児の数が5人以下）          の職員に係る資格・研修受講の基準</p> <p>・ 特例措置の内容          認可外保育施設に対する更なる指導監督の充実を図ることに伴い、指導監督基準を満たし、1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設が対象となっている認可外保育施設の利用料に係る消費税非課税措置について、1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設も対象とする。</p>		
関係条文	〔 〕		
減収見込額	<p>[初年度] — ( — ) [平年度] — ( — )          [改正増減収額] — (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的          1日に保育する乳幼児の数が5人以下の認可外保育施設であって、指導監督基準を満たすものの利用料に関する税制上の措置を講ずることにより、認可保育所への入所を希望しながらやむを得ず認可外保育施設を利用する方々の負担を軽減するとともに、認可外保育施設の質の向上を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性          これまで、認可保育所に入所できない待機児童が多数存在し、ヤムを得ず認可外保育施設を利用せざるを得ない児童が存在することや、認可外保育施設についても一定の質を確保する必要があること等から、指導監督基準を満たす旨の証明書を都道府県等から交付された施設についてはその利用料に係る消費税が非課税とされてきたところ。</p> <p>ただし、認可外保育施設のうち1日に保育する乳幼児が6人以上の施設については、認可外保育施設の保育従事者に関する基準として、保育士又は看護師が1/3以上という基準があるため上記の利用料の非課税対象とされてきたのに対し、①認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆるベビーシッター）や②認可外の家庭的保育事業（1日に保育する乳幼児の数が5人以下）については、その資格や研修受講に関する基準が存在しないことなどから、その利用料は課税対象とされている。</p> <p>令和元年10月1日より開始される幼児教育・保育無償化を契機として、認可外保育施設に対する指導監督を充実するため、指導監督基準を改正し、資格や研修受講に関する基準が創設された（令和元年5月31日、子ども家庭局局長通知）。具体的には、①いわゆるベビーシッターについては、保育に従事する者の全ての者が保育士若しくは看護師又は研修を修了した者でなければならない旨、②乳幼児が5人以下の施設については、保育に従事する者のうち一人以上は保育士若しくは看護師又は研修を修了した者でなければならない旨、新たに規定された。</p> <p>今般、非課税対象の範囲を1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設に拡充することにより、やむを得ず認可外保育施設を利用する方々の負担を軽減するとともに、当該施設が指導監督基準を満たすことを促し、認可外保育施設の質の向上と児童の安全確保に資する必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		
		ページ	10—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅶ 安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること  施策大目標Ⅶ－１ 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子ども・子育て支援を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること
	政策の達成目標	やむを得ず認可外保育施設を利用する方々の負担を軽減するとともに、認可外保育施設の質の向上を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	これまで利用料が非課税対象であった6名以上の施設と同様の措置を、5名以下の施設についても対象とすることにより、やむを得ず認可外保育施設を利用する方々の負担の軽減が図られる。また、非課税措置の拡充により、5名以下の施設においても指導監督基準を満たすことが促され、児童の安全の確保につながる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税においても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	乳幼児が6名以上の認可外保育施設であって、指導監督基準を満たしたものについては、その利用料に係る消費税が非課税とされているところであるが、乳幼児が5名以下の認可外保育施設のうち、同様の指導監督基準を満たしたものについて、この非課税措置の対象に含めることには妥当性があり、保育の一定の質を確保し児童の安全を確保を図る観点から重要な措置である。
	ページ	10—2

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成17年度に当該非課税措置創設、平成25年度に拡充要望を行っている。